

平成28年第6回石垣市議会定例会（9月）

提出議案概要

補正予算	9件
その他	3件
認定	9件
報告	2件
諮問	1件
<hr/>	
計	24件

石垣市

目 次

(頁)

【補正予算:9件】

◎水道部

議案第 58 号 平成 28 年度石垣市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (1)

◎総務部

議案第 59 号 平成 28 年度石垣市一般会計補正予算 (第 2 号) (1)

◎市民保健部

議案第 60 号 平成 28 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (2)

議案第 61 号 平成 28 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
. (2)

◎福祉部

議案第 62 号 平成 28 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (2)

◎農林水産部

議案第 63 号 平成 28 年度石垣市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) (3)

◎建設部

議案第 64 号 平成 28 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
. (3)

議案第 65 号 平成 28 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算 (第 1 号) (3)

議案第 66 号 平成 28 年度石垣市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (4)

【その他:3件】

◎水道部

議案第 67 号 平成 27 年度石垣市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (4)

◎建設部

議案第 68 号 石垣市公共下水道石垣西浄化センターの建設工事委託に関する
協定について (5)

議案第 69 号 工事請負契約について (5)

【認定:9件】

◎水道部

認定第 1 号 平成 27 年度石垣市水道事業会計決算の認定について (6)

◎総務部

認定第 2 号 平成 27 年度石垣市一般会計歳入歳出決算認定について (6)

◎市民保健部

認定第 3 号 平成 27 年度石垣市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
. (6)

認定第 4 号 平成 27 年度石垣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
..... (6)

◎福祉部

認定第 5 号 平成 27 年度石垣市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
..... (6)

◎農林水産部

認定第 6 号 平成 27 年度石垣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
..... (7)

◎建設部

認定第 7 号 平成 27 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計歳入歳出
決算認定について..... (7)

認定第 8 号 平成 27 年度石垣市港湾事業特別会計歳入歳出決算認定について..... (7)

認定第 9 号 平成 27 年度石垣市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
..... (7)

【報告:2件】

◎総務部

報告第 7 号 平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

◎農林水産部 (7)

報告第 8 号 株式会社八重山食肉センター経営状況について (8)

【諮問:1件】

◎市民保健部

諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について..... (8)

【補正予算 9件】

水道部

件名	概要												
議案第 58 号 平成 28 年度石垣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	<p>○収益的予算について</p> <p>支出予算において、上水道事業費の重機及び運搬車両賃借料の増と大浜第 2 水源地取水ポンプ修繕、路面復旧箇所の増加等に伴い、増額を行う。</p> <p>・支出額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,518,744</td> <td>4,127</td> <td>1,522,871</td> </tr> </tbody> </table> <p>○資本的予算について</p> <p>支出予算において、上水道建設改良費における量水器の増加と芝刈り機購入に伴い増額を行う。</p> <p>・支出額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>既決予定額</th> <th>補正予定額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>122,866</td> <td>1,216</td> <td>124,082</td> </tr> </tbody> </table> <p>○この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の内訳において、その分を損益勘定留保資金及び減債積立金の増額により補てんする。</p> <p>(総務課・施設課)</p>	既決予定額	補正予定額	計	1,518,744	4,127	1,522,871	既決予定額	補正予定額	計	122,866	1,216	124,082
既決予定額	補正予定額	計											
1,518,744	4,127	1,522,871											
既決予定額	補正予定額	計											
122,866	1,216	124,082											

総務部

件名	概要						
議案第 59 号 平成 28 年度石垣市一般会計補正予算（第 2 号）	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>10 億 4,123 万 8 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>277 億 4,149 万 7 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 ・ 地方交付税 ・ 臨時財政対策債 ・ 繰越金（平成 27 年度決算剰余金）</p> <p>歳出 ・ 財政調整基金費、庁舎建設基金費 ・ 証明書等コンビニ交付サービス事業 ・ 団体負担金及び補助金</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26,700,259</td> <td>1,041,238</td> <td>27,741,497</td> </tr> </tbody> </table> <p>(財政課)</p>	補正前の額	補正額	補正後の額	26,700,259	1,041,238	27,741,497
補正前の額	補正額	補正後の額					
26,700,259	1,041,238	27,741,497					

市民保健部

件名	概要						
議案第 60 号 平成 28 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） （健康保険課）	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ <u>9,261 万円</u> を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>81 億 7,505 万 9 千円</u> とする。 （主な内容） （歳入）減額：歳入欠かん補填収入、退職被保険者等療養給付費交付金（現年分） （歳出）減額：償還金、繰上充用金 （単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8,267,669</td> <td>△92,610</td> <td>8,175,059</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	8,267,669	△92,610	8,175,059
補正前の額	補正額	補正後の額					
8,267,669	△92,610	8,175,059					
議案第 61 号 平成 28 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） （健康保険課）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>362 万円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>3 億 1,259 万 7 千円</u> とする。 （主な内容） 歳入：繰越金の増、後期高齢者医療保険料滞納繰越分の増 歳出：沖縄県後期高齢者医療広域連合納付金の増 （単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>308,977</td> <td>3,620</td> <td>312,597</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	308,977	3,620	312,597
補正前の額	補正額	補正後の額					
308,977	3,620	312,597					

福祉部

件名	概要						
議案第 62 号 平成 28 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号） （介護長寿課）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>1 億 3,301 万 8 千円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>37 億 9,394 万 3 千円</u> とする。 （主な内容） （歳入）増額：介護保険料、介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金、一般会計繰入金、繰越金等 （歳出）増額：一般事務費、認定審査会費、予防サービス給付費、平成 27 年度実績確定に伴う償還金及び一般会計繰出金、積立金等 （単位：千円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,660,925</td> <td>133,018</td> <td>3,793,943</td> </tr> </tbody> </table>	補正前の額	補正額	補正後の額	3,660,925	133,018	3,793,943
補正前の額	補正額	補正後の額					
3,660,925	133,018	3,793,943					

農林水産部

件名	概要								
議案第 63 号 平成 28 年度石垣市農業集 落排水事業特別会計補正 予算（第 2 号） (むらづくり課)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>489 万 5 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>9,244 万 6 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入：平成 27 年度決算剰余金に係る繰越金の増 歳出：財政調整基金積立金等の増</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">87,551</td> <td style="text-align: center;">4,895</td> <td style="text-align: center;">92,446</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	87,551	4,895	92,446
補正前の額	補正額	補正後の額							
87,551	4,895	92,446							

建設部

件名	概要								
議案第 64 号 平成 28 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計補正予算（第 1 号） (都市建設課)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>735 万 4 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>1 億 7,894 万 7 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>4 月人事異動に係る給与等の補正及び平成 27 年度決算剰余金の繰入</p> <p>(歳入) 増額：繰越金 減額：一般会計繰入金 (歳出) 増額：工事請負費 減額：給与、職員手当、共済費、物件移転補償費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">171,593</td> <td style="text-align: center;">7,354</td> <td style="text-align: center;">178,947</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	171,593	7,354	178,947
補正前の額	補正額	補正後の額							
171,593	7,354	178,947							
議案第 65 号 平成 28 年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算（第 1 号） (港湾課)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>1 億 1,772 万 6 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>11 億 7,532 万 4 千円</u>とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：県補助金、繰越金 (歳出) 増額：基金積立金、港湾整備事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,057,598</td> <td style="text-align: center;">117,726</td> <td style="text-align: center;">1,175,324</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	1,057,598	117,726	1,175,324
補正前の額	補正額	補正後の額							
1,057,598	117,726	1,175,324							

<p>議案第 66 号 平成 28 年度石垣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p style="text-align: right;">(下水道課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>2,926 万 1 千円</u>を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>19 億 149 万 3 千円</u>とする。</p>							
	<p>(主な内容)</p> <p>(歳入) 増額：繰越金</p> <p>(歳出) 増額：人件費及び施設管理費の修繕費、委託料、工事請負費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>							
	補正前の額	補正額	補正後の額					
	1,872,232	29,261	1,901,493					
	<p>(債務負担行為の追加) (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">事項</th> <th style="width: 33%;">期間</th> <th style="width: 33%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>石垣西浄化センター等維持管理業務委託</td> <td>平成 29 年度～平成 33 年度まで</td> <td style="text-align: center;">931,000</td> </tr> </tbody> </table>			事項	期間	限度額	石垣西浄化センター等維持管理業務委託	平成 29 年度～平成 33 年度まで
事項	期間	限度額						
石垣西浄化センター等維持管理業務委託	平成 29 年度～平成 33 年度まで	931,000						

【その他 3件】

水道部

件名	概要
<p>議案第 67 号 平成 27 年度石垣市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 条）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【主な内容】</p> <p>平成 27 年度決算による未処分利益剰余金 5 億 6,450 万 2,484 円の処分について、減債積立金に 1 億 5,000 万円、建設改良積立金に 1 億 4,234 万 1,484 円を積立て、組入資本金に 2 億 7,216 万 1 千円を組み入れる。</p>

建設部

件名	概要
<p>議案第 68 号 石垣市公共下水道石垣西 浄化センターの建設工事 委託に関する協定につい て</p> <p>(下水道課)</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【主な内容】</p> <p>石垣市公共下水道石垣西浄化センターの建設工事委託について、日本下水道事業団と協定を締結するにあたり、議会の議決を求めるものである。</p> <p>1 協定の目的 石垣市公共下水道石垣西浄化センターの建設工事委託に関する協定</p> <p>2 協定の方法 随意契約</p> <p>3 協定の金額 1,086,000,000 円</p> <p>4 協定の相手方 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 日本下水道事業団 理事長 谷戸善彦</p> <p>建設工事場所 石垣市字新川 1491 番地</p> <p>建築面積 532.00 m²</p> <p>構造 RC 造 地上 2 階建て</p> <p>工事概要 土木工事一式、建築工事一式、機械設備工事一式、電気計装設備工事一式</p>
<p>議案第 69 号 工事請負契約について</p> <p>(下水道課)</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約の目的 石垣 5 号雨水幹線函渠整備工事 (28-1) ・ 契約の方法 一般競争入札 ・ 請負金額 195,804,000 円 ・ 契約の相手方 石垣市字大川 1425 番地 9 株式会社 八重島工業 代表取締役 平良 聡 <p>(工事の概要)</p> <p>石垣港伊原間線の大川地内において 1.6m 角のボックスカルバートをオープンシールド工法で 100.5m 整備し、到達立坑を鋼矢板で設置する工事</p>

【認定 9件】

水道部

件名	概要
認定第1号 平成27年度石垣市水道事業会計決算の認定について (総務課)	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成27年度石垣市水道事業会計決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

総務部

件名	概要
認定第2号 平成27年度石垣市一般会計歳入歳出決算認定について (財政課)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度石垣市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

市民保健部

件名	概要
認定第3号 平成27年度石垣市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (健康保険課)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。
認定第4号 平成27年度石垣市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (健康保険課)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

福祉部

件名	概要
認定第5号 平成27年度石垣市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について (介護長寿課)	地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成27年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

農林水産部

件名	概要
認定第 6 号 平成 27 年度石垣市農業集 落排水事業特別会計歳入 歳出決算認定について (むらづくり課)	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

建設部

件名	概要
認定第 7 号 平成 27 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計歳入歳出決算認定につ いて (都市建設課)	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。
認定第 8 号 平成 27 年度石垣市港湾事 業特別会計歳入歳出決算 認定について (港湾課)	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。
認定第 9 号 平成 27 年度石垣市公共下 水道事業特別会計歳入歳 出決算認定について (下水道課)	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、平成 27 年度石垣市特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

【報告 2件】

総務部

件名	概要
報告第 7 号 平成 27 年度決算に基づく 健全化判断比率及び資金 不足比率の報告について (財政課)	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、平成 27 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告する。

農林水産部

件名	概要
報告第 8 号 株式会社八重山食肉センター経営状況について (畜産課)	地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、経営状況を説明する書類を作成し、これを議会に提出する。 1 平成 27 年度 (第 43 期) 事業決算書 2 平成 28 年度 (第 44 期) 事業計画及び予算書

【諮問 1 件】

市民保健部

件名	概要
諮問第 5 号 人権擁護委員の候補者の推薦について (市民生活課)	人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。